

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

(提案理由)

令和 5 年 9 月定例県議会に提出を予定している教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められており、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

(教育委員会への意見聴取)

第 29 条

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。



財第103号

令和5年(2023年)9月1日

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和5年9月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)の関係部分
- 第 9 号 財産の取得について
- 第 34 号 専決処分の報告及び承認について

第 1 号

令和5年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

令和5年度熊本県の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,248,806千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ948,685,690千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	3,884,796	50,000	3,934,796
	1 負担金	3,251,354	50,000	3,301,354
2	国庫支出金	188,218,308	14,577,118	202,795,426
	1 国庫負担金	42,940,202	5,005,835	47,946,037
	2 国庫補助金	143,524,580	9,571,283	153,095,863
3	繰入金	59,948,754	51,000	59,999,754
	1 基金繰入金	59,722,771	51,000	59,773,771
4	繰越金	410,412	3,599,020	4,009,432
	1 繰越金	410,412	3,599,020	4,009,432
5	諸収入	69,421,618	531,668	69,953,286
	1 雑入	8,847,636	531,668	9,379,304
6	県債	80,365,000	6,440,000	86,805,000
	1 県債	80,365,000	6,440,000	86,805,000
歳入合計		923,436,884	25,248,806	948,685,690

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,636,807	22,737	1,659,544
	1 議 会 費	1,636,807	22,737	1,659,544
2 総 務 費		49,724,605	1,812,597	51,537,202
	1 総務管理費	19,411,794	772,885	20,184,679
	2 企 画 費	12,699,031	281,987	12,981,018
	3 市 町 村 費	5,987,889	700,000	6,687,889
	4 選 挙 費	1,776,051	276	1,776,327
	5 防 災 費	1,994,426	57,449	2,051,875
3 民 生 費		109,264,396	69,202	109,333,598
	1 社会福祉費	60,765,550	23,711	60,789,261
	2 児童福祉費	42,780,927	45,491	42,826,418
4 衛 生 費		123,369,360	2,983,184	126,352,544
	1 公衆衛生費	108,304,961	2,937,308	111,242,269
	2 環境衛生費	12,207,276	13,233	12,220,509

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 医薬費	1,257,676	32,643	1,290,319
5 労働費		3,929,222	33,273	3,962,495
	1 職業訓練費	3,280,329	33,273	3,313,602
6 農水産業林費		65,563,301	1,296,294	66,859,595
	1 農業費	18,588,643	796,475	19,385,118
	2 畜産業費	2,471,735	51,544	2,523,279
	3 農地費	22,253,695	165,329	22,419,024
	4 林業費	16,317,040	245,183	16,562,223
	5 水産業費	5,932,188	37,763	5,969,951
7 商工費		70,321,190	4,716,176	75,037,366
	1 商業費	59,358,481	401,255	59,759,736
	2 工鉱業費	7,887,623	4,314,421	12,202,044
	3 観光費	3,075,086	500	3,075,586
8 土木費		92,617,643	3,877,887	96,495,530
	1 土木管理費	2,855,905	10,475	2,866,380

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 河川海岸費	32,469,567	3,332,412	35,801,979
	3 都市計画費	8,009,600	535,000	8,544,600
9 教育費		142,242,905	462,096	142,705,001
	1 教育総務費	29,877,847	183,410	30,061,257
	2 高等学校費	33,338,197	35,739	33,373,936
	3 大学費	1,408,177	10,369	1,418,546
	4 社会教育費	2,802,389	70,964	2,873,353
	5 保健体育費	2,305,789	161,614	2,467,403
10 災害復旧費		17,838,460	9,973,974	27,812,434
	1 農林水産業 災害復旧費	7,142,325	1,707,204	8,849,529
	2 商工災害 復旧費	152,761	55,045	207,806
	3 土木災害 復旧費	9,551,485	8,211,725	17,763,210
11 諸支出金		104,401,150	1,386	104,402,536
	1 繰出金	18,198,636	1,386	18,200,022
歳出合計		923,436,884	25,248,806	948,685,690

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 漁業取締船「あそ」法定検査関係業務	令和6年度	千円 155,780
2 益城中央被災市街地仮設店舗賃借	令和6年度 ～令和9年度	76,000
	年次別内訳	
	令和6年度	19,000
	令和7年度	19,000
	令和8年度	19,000
3 県営農地等災害復旧事業	令和6年度 ～令和7年度	2,200,000
	年次別内訳	
	令和6年度	1,200,000
	令和7年度	1,000,000



2 変 更						
補 正 前			補 正 後			
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額	
1 共和地区農業生産基盤整備事業 玉 名 市	令和6年度 ～令和7年度	千円 492,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	千円 1,184,000	
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	340,000 152,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	490,000 694,000	
2 平原地区農村地域防災減災事業 長 洲 町	令和6年度	100,000	(補正前に同じ)	令和6年度	160,000	
3 地域道路改築事業 (国道445号新神屋敷橋) 五 木 村	令和6年度 ～令和7年度	450,000	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和7年度	490,000	
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	350,000 100,000		年次別内訳 令和6年度 令和7年度	190,000 300,000	
4 警察関係業務	令和6年度	156,150	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和8年度	316,524	
				年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度	209,608 53,458 53,458	
5 県有施設等管理業務	令和6年度 ～令和7年度	2,930	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和9年度	7,722	
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度	2,180 750		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度	3,378 1,948 1,198 1,198	
6 情報処理関連業務	令和6年度 ～令和10年度	536,395	(補正前に同じ)	令和6年度 ～令和10年度	669,139	
	年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	314,998 81,833 48,529 48,317 42,718		年次別内訳 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	447,742 81,833 48,529 48,317 42,718	

## 令和 5 年度 9 月 補正 予算 総括 表

### 教育委員会

#### 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額		計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		内 訳			特 定 財 源			一般財源
		通常分	コロナ分		国支出金	地方債	その他	
教育政策課	2,072,744			2,072,744				
学校人事課	107,786,898	55,746		107,842,644	55,746			
文化課	1,498,216			1,498,216				
施設課	7,912,170			7,912,170				
高校教育課	1,905,796	35,739		1,941,535	35,739			
特別支援教育課	292,981	46,750		339,731	46,750			
学校安全・安心推進課	561,843			561,843				
体育保健課	2,073,391	161,614		2,235,005	161,614			
義務教育課	651,766	1,262		653,028	1,262			
社会教育課	1,596,563	70,964		1,667,527	70,964			
人権同和教育課	32,178			32,178				
一般会計合計	126,384,546	372,075		126,756,621	372,075			

#### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	341,603			341,603				
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--

#### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	672,548			672,548				
-------	---------	--	--	---------	--	--	--	--

#### 合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	127,398,697	372,075		127,770,772	372,075			
---------	-------------	---------	--	-------------	---------	--	--	--

## 教育委員会 令和5年度9月補正予算 内訳

### 歳出予算補正（一般会計）

（単位：千円）

課名	事業名	事業内容	補正額	
<b>○ 教育費</b>			<b>372,075</b>	
<b>○ 教育総務費</b>			<b>103,758</b>	
1	学校人事課 （教育センター）	情報教育事業	教育センターにおけるアフターコロナ時代を見据えた研修や研究の質の向上のためのデジタル機器の購入等に要する経費	55,746
2	特別支援教育課	発達障がい等支援事業	県立特別支援学校における感染症対策に配慮した教育環境最適化のための備品購入に要する経費	5,566
3	特別支援教育課	医療的ケア児等支援事業	県立特別支援学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に要する経費	41,184
4	義務教育課	海外留学促進事業	コロナ下で落ち込んだ海外留学の推進に要する経費	1,262
<b>○ 高等学校費</b>			<b>35,739</b>	
5	高校教育課	高森高校環境整備事業	高森高校マンガ学科等におけるアフターコロナ時代を見据えた教育環境の整備のためのデジタル機器の購入等に要する経費	35,739
<b>○ 社会教育費</b>			<b>70,964</b>	
6	社会教育課	「親の学び」推進事業	アフターコロナ時代を見据えた保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発等に要する経費	1,344
7	社会教育課 （図書館）	教育支援型電子図書館推進事業	アフターコロナ時代を見据えた教育支援を目的とした電子図書館の導入に要する経費	69,620
<b>○ 保健体育費</b>			<b>161,614</b>	
8	体育保健課	県営体育施設整備事業	県営体育施設における感染症拡大防止のための施設整備に要する経費	161,614

### 債務負担行為補正（変更）

課名	事項	補正前		補正後		内容
		期間	限度額	期間	限度額	
教育政策課	情報処理関連業務	令和6年度 ～令和9年度	17,212	令和6年度 ～令和9年度	146,318	県立学校のICT支援員配置業務委託 （理由） 委託契約の手続き（募集、契約締結、人材育成）に時間を要するため
		年次別内訳		年次別内訳		
		令和6年度	11,204	令和6年度	140,310	
		令和7年度	2,364	令和7年度	2,364	
		令和8年度	1,928	令和8年度	1,928	
	令和9年度	1,716	令和9年度	1,716		
義務教育課	県有施設等管理業務			令和6年度 ～令和9年度	4,792	県立ゆうあい中学校（夜間中学）校舎警備業務委託 （理由） 校舎完成予定の令和6年1月から5年間の契約とするため
				年次別内訳		
				令和6年度	1,198	
				令和7年度	1,198	
				令和8年度	1,198	
		令和9年度	1,198			

第 9 号

財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

取得する財産の表示			取得の相手方	取得の目的	取得の予定価格
区分	所在地	面積			
建物	熊本市中央区 出水四丁目1 番2号	401.21 平方メー トル	熊本市南区城 南町舞原19 5番地22 株式会社エバ ーランド	県立ゆうあ い中学校校 舎	138,534,000 円

(提案理由)

県立ゆうあい中学校校舎として建物を取得する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 条例等議案の概要（議案第9号 財産の取得について）

### 1 議案提出の理由

地方自治法第96条第1項第8号及び熊本県財産条例第3条の規定により、予定価格7,000万円以上の不動産の買入れは議決事項となっているため。

### 2 ゆうあい中学校校舎を通常の工事発注ではなく、買取方式とした理由

- ・令和6年4月の開校に間に合うよう限られた期間内に完成させる必要があること
  - ・熊本地震の木造応急仮設住宅の資材を活用する特殊な工事であること
- から、民間事業者の設計から施工までのノウハウを生かした提案を採用し、民間事業者が整備した校舎を県が買い取る「買取方式」を採用した。

#### ※買取方式のメリット

- ①提案される多様な工法、施工者のノウハウ等を活用することにより建築資材不足や職人不足、労務費の高騰等の影響が少ない工法を選択できること
- ②入札手続きが設計・施工を合わせ1回で済むこと
- ③設計期間中にあらかじめ選定された施工者が、資材の手配や施工準備を行うことにより、工期の効率化・短縮が可能

なお、熊本地震及び令和2年7月豪雨災害の被災市町村において災害公営住宅を買取方式により整備している。

### 3 整備スケジュール

- R4. 12月 事業者募集開始
- R5. 2月 事業者決定(公募型プロポーザル方式)
- R5. 3月 基本協定締結、設計着手
- R5. 8月 財産審議会へ諮問（買入れ及び買入価格の適否について）  
売買仮契約締結、工事着手
- R5. 9月 県議会へ財産の取得に係る議案提出  
議決後、売買本契約成立
- R6. 1月 買取検査、校舎引渡し

第 34 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 25 号

訴えの提起について

熊本県育英資金貸付金の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年8月31日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲島郁夫

被告 個人（1人）

2 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件

3 事件の内容

被告は、熊本県育英資金の返還を延滞しているため、約定に基づき、貸与した育英資金の返還を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 3 4 号	専決処分の報告及び承認について	<p>1 専決処分した案件の名称 訴えの提起について</p> <p>2 専決処分の理由 県が行った熊本県育英資金の返還金に係る支払督促に対して債務者から異議の申立てがあった場合には、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立て時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続きを行う必要があるが、裁判所から当該手続きの速やかな実施を求められたため。</p> <p>3 内容 (1) 事件名 熊本県育英資金貸付金請求事件 (2) 訴えの内容 被告は、熊本県育英資金の返還金を延滞しているため、約定に基づき延滞返還金及び延滞利息の金員を一括して支払うよう求める。</p>